

田原市障害者生活支援センター通信

第14号平成21年1月号

発行 田原市障害者生活支援センター (社会福祉法人さわらび会)

〒441-3502 田原市赤羽根町赤土1 (赤羽根支所内)

TEL・FAX 0532-45-3828

E-MAIL tahara-shien@sawarabi.or.jp

http://homepage3.nifty.com/tahara-shien/



新年明けましておめでとうございます



旧年中は田原市障害者生活支援センターの運営に多大なるご協力、ご理解をありがとうございました。心よりお礼を申し上げます。

昨年は田原市においても地域自立支援協議会が立ち上がり、障害者の方が地域で普通の生活を送るにはどうしたら良いのか問題解決をしていくために、さまざまな機関が協力して検討してきました。そのためにも3障害の理解を地域住民に啓発し、どのような障害をお持ちの方でも住みよいまち作りを目指しています。皆様のご意見、ご要望がありましたら相談して下さい。

本年も田原市障害者生活支援センター職員一同、田原市の福祉発展のために最大限の力を発揮して、協力させて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

皆様にとって、今年も良い年でありますように心よりお祈り申し上げます。



パブリックコメント意見募集！！

(より良いまちづくりのため、皆さんの意見をお聞かせください。)

第2期田原市障害福祉計画案について ※意見募集期間 1月15日(木)～2月16日(月)

※障害福祉施策の具体的な数値目標や、各種サービスの提供に関する体制や方策などについて定める障害福祉計画を策定します。

担当課 福祉課 TEL 0531-23-3512 FAX 0531-23-3545

Eメール fukushi@city.tahara.aichi.jp

意見提出方法

① 公表場所へ持参 ② 郵便 ③ FAX ④ Eメール

※住所、氏名、電話番号を明記のうえ、意見を提出して下さい。(個々の意見には直接回答しません。)

計画案の公表場所

福祉課、市民生活課 (市役所赤羽根支所・渥美支所)、中央図書館、市ホームページ

http://www.city.tahara.aichi.jp

東松山市福祉先進地の視察を終えて

田原市役所 福祉課長 白井英俊

平成20年11月10日・11日の2日間、田原市障害者自立支援協議会の委員さんを中心に、田原市の障害者福祉、高齢者福祉を支えるみなさんと、今年度愛知県の実施する「相談支援充実・強化事業」の一環として、埼玉県東松山市へ視察に行ってきました。

東松山市は、埼玉県中央部に位置する人口約9万人の地方都市であり、ノーマライゼーションのまちづくりを市政の基本理念に、障害のある人もない人も、ともに生きる社会を実現することに向けたまちづくりを行っています。

障害のある人もない人も、ともに暮らすまちをつくるために、これまでの制度によってつくられてきた年齢や障害種別の支援の仕組みを改め、障害のある人もない人も、すべての人が同じ場所で遊び、育ち、学び、働き、住むことができる支援の仕組みを実践されておりました。

障害者福祉の問題を自分の大切な人の問題として取り戻し、他人事から自分事への意識の転換が、地域福祉サービスのみに頼らない支援ができるまちにつながるであろうと考えます。その先に、すべての人がともに暮らすノーマライゼーションのまちづくりを可能にする道が開けてくるのではないかと考えています。

田原市においても、地域に遊び、育ち、学び、住むということが、これである程度実践できていくと考えており、今後は「働く」という部分により一層力を注ぎ、田原市の「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を、今回視察に行かれた方々や、その周りの方々の力で実現できればと思っていますので、今後とも田原市の福祉行政に皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

東松山市の各機関についての感想

田原市障害者生活支援センター長 光部清孝

田原市障害者生活支援センターからは、光部と野口が福祉先進地の東松山市の各機関の視察をさせて頂きました。各機関の視察をして驚くところがとても多い視察となりました。

★総合福祉エリア・・・高齢者、障害者が地域生活を送る支えとしての複合施設です。365日24時間、相談が気軽にでき、様々な支援を受けられる様になっています。

★こども発達センター・ハローキッズ・・・地域生活移行に関する理念を突き通した社会福祉法人、当事者の為、ノウハウがある職員を地域に輩出、率先した地域生活の話を聞く事が出来ました。

★就労支援センターZAC・・・東松山市の行政と社会資源が協働してNPO法人格を取得して障害者の就労支援をしています。過去5年間の就職者は140人、そのうち定着している方は、約6割でした。ZAC内の就労訓練では、我々が普段目にしていない、福祉施設の作業風景とは異なり、企業の仕事と変わらない作業風景を見る事が出来ました。

所長の話では、どの様に支援をしてきたのか訪ねたところ、支援者ががむしゃらにならねばいけないとの事でした。本人、企業と向き合い、就職に向けて試行錯誤をして支援を考える、との事でした。

★ケアサポートいわはな・・・実際の居宅介護では行えないサービスも行う。例、自宅訪問をして送迎サービス、そのまま介助員と一緒に野球を観に行く。

★共生型多機能センターあすみーる・・・介護保険の「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」と障害者自立支援法の「地域活動支援センター」自主事業の「乳幼児の一時保育」を行っています。高齢者と障害者が一緒に日中活動を過ごされていました。

今回の視察を通して各機関の良い所を今後、田原市の福祉の為に考えて行きたいと思います。また田原市の様々な方と話をする機会を持つことが出来ました。今後の田原市の福祉の発展の為にこれからも連携を深めて行きたいと思います。

「共生のまち」。それは「地域の福祉力」

～東松山市の視察を終えて～

地域生活支援センター collabo

田原市相談支援強化員 新井在慶

平成18年4月。障害のある方を取り巻く環境は大きく様変わり致しました。原因は、ご存知の通り「障害者自立支援法」の施行であります。当初は大きく混乱を致しました。混乱の理由は様々考えられますが、周知・啓発・啓蒙が成される前、ある意味「見切り発車」的に制度が施行されたことも原因の一つと考えられています。この障害者自立支援法の施行から2年半の月日が経過しました。一時の混乱は収まったかと思いますが、未だ新法の周知は進んでいないのではないかとことから、今年度、厚生労働省から緊急対策が講じられました。それが「相談支援充実・強化事業」であります。

障害者自立支援法で中核的な役割を果たすものが「地域自立支援協議会」であります。障害のある方が生まれ育ったまちで、豊かに暮らし続けていくために「共通の目的に向け、情報を共有して、具体的に協働する地域の関係者によるネットワーク&プロセス作り」が大きな目的であります。この地域自立支援協議会の成否は「相談支援専門員」の活躍が必須であると言われております。

そうであるとした時、障害のある方の地域生活は我々相談支援専門員のスキルアップ、レベルアップ如何により大きく左右されることとなる。と言っても過言ではないのではないのでしょうか。そして更に言えば、我々の活動を支えて下さる田原市行政をはじめとした事業所等社会資源と、広く一般市民の皆さんの理解が必要であると考えます。この障害当事者、市民、行政、事業者の協働が成し得た時、田原市は障害のある方にも優しい「共生のまち」と再生されるのだとも考えます。

そこで田原市は、この相談支援充実・強化事業として二つの事業を行うことと致しました。一つは「田原ゼミナール」の開催。地域福祉を先駆けて推進されてきた講師の皆さまを田原市へとお招きし、地域福祉の理念を、実践をお聴かせ頂き、明日の田原市の指針としております。

そしてもう一つは「福祉先進市視察研修」です。それが11月10日から11日に渡り行われた今回の視察研修です。視察地は全国的にも「共生のまち」として名を馳せる東松山市。社会福祉協議会が運営する東松山市総合福祉エリアを中心とした就労支援、児童福祉・統合教育、介護保険との協働、のそれぞれの拠点を田原市総勢23名が視察をしました。様々な角度から、それぞれの立場から「共生」を見、「共生」を体感し、「共生」を学びました。この視察は、この視察メンバーのうち誰か一人でも抜けては成立しません。これからの田原市を創造するにあたり、誰かの役割、誰かの責任とするのではなく、田原市として、田原市自立支援協議会として広く一般市民の皆さんと協働し、障害のある方にも優しい「共生のまち」を勝ち得なければいけないから。地域の皆さんとの連携なしでは、地域「福祉力」の充実はないとも思っています。

田原市相談支援充実・強化事業は、相談支援専門員の活躍のもと、地域自立支援協議会の成功を成し遂げるため、最新の情報を整理し、知恵を出し合う中で、それぞれ立場で「出来ることからの実践」を見つけ出し、**ユニバーサルな支援の福祉力を高めることを目指します。**そしてこの田原市自立支援協議会で、障害者も、高齢者も、子供も、難病患者も、支援が必要な誰もが安心して生活することのできる社会を、「他人事」ではなく「自分達の事」として共に創り、障害者、高齢者を問わない「地域支援の仕組み」を田原市は、よりいっそう充実させていけるよう致します。